

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 令和 元年 7月 2日

許可の有効年月日 令和 8年 7月 1日

複写禁止

- 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。
 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、
 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ (廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む。) (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を含む。) 以上10品目 以下余白
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 7月 2日	更新許可
平成 9年 9月 8日	変更許可により取扱品目 (ガラスくず等) の追加
平成13年10月29日	変更許可により取扱品目 (汚泥、廃油) の追加
平成14年 7月 2日	更新許可
平成19年 7月 2日	更新許可
平成24年 7月 2日	更新許可
平成24年11月29日	変更許可により取扱品目 (紙くず、木くず、動植物性残さ) の追加
平成30年 2月 8日	変更届出により取扱品目 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等) の明記
令和 元年 7月 2日	更新許可

 以下余白
- 積替え許可の有無 有 ・ 無
 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
 市名 福岡市 許可番号 第07710000192号
 以下余白
- 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

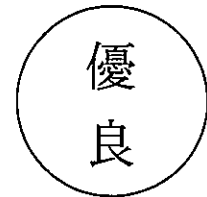
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で行ってください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川



許可の年月日 令和 2年 8月 17日

許可の有効年月日 令和 9年 8月 16日

複写禁止

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

裏面のとおり
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 4月 18日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更
平成 10年 8月 17日	更新許可
平成 15年 8月 17日	更新許可
平成 20年 8月 17日	更新許可
平成 24年 11月 29日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更
平成 25年 8月 17日	更新許可
平成 26年 2月 24日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更
平成 30年 6月 19日	変更許可により取扱品目（廃水銀等）の追加
令和 元年 7月 3日	変更許可により取扱品目（銻さい、ばいじん、燃え殻）の追加
令和 2年 8月 17日	更新許可

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 福岡市 許可番号 07760000192
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジンはチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数1 2. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジンはチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃水銀等

銻さい（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジンはチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上8品目 以下余白